

第4 その他

郵送による申請及び電子政府の総合窓口（e-Gov） の活用について

(1) 概要

労働者派遣事業に係る諸手続については、関係書類を郵送でも受け付けています。郵送で行う場合は、書類の不備や記載漏れがないよう、提出前によくご確認の上、郵送事故の防止のため、簡易書留等、必ず配達記録が残る方法で郵送してください。

また、電子政府の総合窓口（以下、「e-Gov」という。）より電子申請も可能となっており、ご自宅や職場のパソコンから申請・届出等の手続ができます。サイト内の「利用準備」においてパソコンのセットアップ情報等をまとめているので、電子申請についてご検討ください。

○ e-Gov のホームページ

<https://shinsei.e-gov.go.jp/>

(2) 電子申請対応している手続

電子申請対応している労働者派遣事業に係る申請・届出手続は以下のとおりです。

- ①労働者派遣事業の許可
- ②労働者派遣事業の許可の有効期間の更新
- ③労働者派遣事業の許可証の再交付の申請
- ④労働者派遣事業の変更の届出
- ⑤労働者派遣事業の変更の届出及び許可証の書換え
- ⑥労働者派遣事業の廃止の届出
- ⑦労働者派遣事業に係る事業報告書の提出
- ⑧労働者派遣事業に係る収支決算書の提出
- ⑨労働者派遣事業に係る関係派遣先派遣割合報告書の提出
- ⑩労働者派遣事業に係る海外派遣の届出

上記の手続については、丸数字部分を除き、e-Gov に掲示されている手続名となっていますので、電子申請の際は、「e-Gov 電子申請手続検索」で上記文字列を入力して検索してください。

(3) 電子申請事前準備の流れ（「e-Gov 電子申請システム『利用準備』」より）

1 アカウントの準備

e-Gov電子申請を利用する際のアカウントを準備します。
e-Govアカウントの登録をするか、GBizID、または他認証サービスのアカウントが利用できます。

e-Govで使えるアカウントサービス

サービス名	概要	利用方法
e-Govアカウント	e-Govサービス共通のアカウントで利用できるアカウントです。 e-Govアカウントを登録の際は、事前に e-Govアカウント利用規約  をご確認ください。	e-Govアカウントを登録 し、ログインしてください。
GBizID	GBizIDは、1つのID・パスワードで様々な法人向け行政サービスにログインできるサービスです。 GBizIDから属性情報を取得し、電子申請の基本情報として利用できます。	認証サービスごとに設定しているログインボタンからログインしてください。
Microsoftアカウント	左記のサービスのアカウントもログインアカウントとして利用できます。	

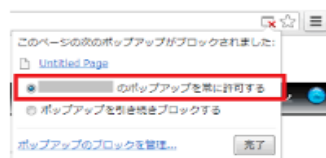
2 ブラウザの設定

ブラウザの設定を確認し、必要な方は設定を行います。

ポップアップブロックの解除

ブラウザのポップアップブロックを解除します。
ブロックが有効のまま利用すると、正しく画面が表示されない場合があります。

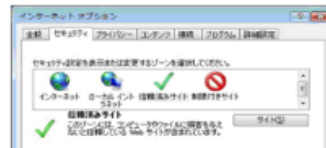
[設定手順を確認](#) 



信頼済みサイトへの登録 (Internet Explorer 11の場合のみ)

本サイトを「信頼済みサイト」に登録します。
未登録のまま利用すると、警告メッセージ等が表示される場合があります。

[設定手順を確認](#) 



3 アプリケーションのインストール

e-Gov電子申請アプリケーションをインストールします。
なお、インストールには、管理者アカウントが必要です。

Windows版

[e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード \(Windows版\)](#)

macOS版

[e-Gov電子申請アプリケーションのダウンロード \(mac OS版\)](#)

(4) 電子申請届出の流れ

① e-Gov 電子申請システムにて手続検索

e-Gov 電子申請システムの手続検索より、キーワードや所管行政機関を指定して行政手続を検索します。

キーワード検索の際は、(2)に掲げた手続名を入力して検索してください。

② 申請書の作成・送信

▶ 申請書入力

選択した行政手続の申請書入力様式に必要な事項を入力し、書類等を添付します。

▶ 署名・送信

電子署名を用いて申請手続を行う場合、あらかじめ取得済みの電子証明書を利用して電子署名を行い、申請書を送信します。

▶到達確認

送信された申請書は、形式チェック、証明書の有効性検証等を行った後、エラーが見つからない場合に到達番号と問合せ番号を発行します。到達した申請書は、手続所管府省（労働者派遣事業の場合は都道府県労働局）に転送されます。

③ 申請・届出の状況確認

▶申請書審査等

労働局では、申請者が提出した申請書について必要な審査を行います。申請書の記入内容に誤り等がある場合には、e-Govの状況確認を通じて申請者に対して申請書の訂正を求めます。

▶申請・届出の状況確認

到達確認時に発行される到達番号と問合せ番号により、行った申請・届出の処理状況を確認できます。提出した申請書について訂正等の必要がある場合には、手続の所管府省が発する補正の求め等の内容を確認し、これに従って申請書を訂正します。